

の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。

二 国における感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進

1 国立感染症研究所、国立国際医療センター、国立保健医療科学院、検疫所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2・3 (略)

4 国立感染症研究所及び国立国際医療センターは、研究協力機関（調査又は研究が特に必要と認められる感染症及び病原体等について、地方衛生研究所、大学研究機関等のうち共同して研究等を行うものとして適当と認めるものをいう。）との共同研究、積極的疫学調査の共同実施等を行うものとする。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現時や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌の出現時等において、これらのつながりを通じて感染症及び病原体等に関する調査及び研究を推進していく体制を構築していくことが重要である。

三 地方公共団体における調査及び研究の推進

1 都道府県等における調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていくこととする。

べきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。

二 国における感染症に関する調査及び研究の推進

1 国立感染症研究所、国立国際医療センター、国立保健医療科学院、検疫所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2・3 (略)

4 国立感染症研究所及び国立国際医療センターは、研究協力機関（調査又は研究が特に必要と認められる感染症について、地方衛生研究所、大学研究機関等のうち共同して研究等を行うものとして適当と認めるものをいう。）との共同研究、積極的疫学調査の共同実施等を行うものとする。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現時や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌の出現時等において、これらのつながりを通じて感染症に関する調査及び研究を推進していく体制を構築していくことが重要である。

三 地方公共団体における調査及び研究の推進

1 都道府県等における調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所においては、都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症の調査、研究、試験検査及び感染症に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていくこととする。

4 地方公共団体における調査及び研究については、例えば、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用が特に求められる。

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所や国立国際医療センターをはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において感染症及び病原体等に関する研究の推進に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、それぞれの地域の実情に応じた感染症の発生動向をはじめとして、地域の環境や当該地域に多い感染症の特性に応じた調査及び研究の推進の方向性について規定することが望ましい。

第六 (略)

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。しかしながら、国内における病原体等の検査体制等は、感染症の発生の減少等により、必ずしも質的及び量的に十分に保たれているとは言い難い。

2 (略)

二 国における感染症の病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。この

4 地方公共団体における調査及び研究については、例えば、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用が特に求められる。

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所や国立国際医療センターをはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において感染症に関する研究の推進に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、それぞれの地域の実情に応じた感染症の発生動向をはじめとして、地域の環境や当該地域に多い感染症の特性に応じた調査及び研究の推進の方向性について規定することが望ましい。

第六 (略)

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権への配慮の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。しかしながら、国内における病原体等の検査体制等は、感染症の発生の減少等により、必ずしも質的及び量的に十分に保たれているとは言い難い。

2 (略)

二 国における感染症の病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。この

ため、国立感染症研究所の機能強化を行い、一種病原体等を所持でき
る体制を整える等、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフ
ティレベル4）に対応する施設の稼働も含めた十分な体制の整備を
図る必要がある。

三〇五（略）

第八（略）

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の
尊重に関する事項

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の
尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普
及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に
基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正し
い知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けること
がないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共
団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人
権を尊重することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者
等の人権の尊重に関する方策

1〇3（略）

三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感
染症の患者等の人権の尊重のための方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面にお
いて、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ず
るとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実すること
が重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機
関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要であ
る。

四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の
尊重のためのその他の方策

1・2（略）

五（略）

ため、国立感染症研究所の機能強化を行い、病原体等安全管理基準の
レベル4（バイオセーフティレベル4）に対応する施設の稼働も含
めた十分な体制の整備を図る必要がある。

三〇五（略）

第八（略）

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の
配慮に関する事項

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の
配慮に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普
及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に
基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正し
い知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けること
がないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共
団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人
権に配慮することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者
等の人権への配慮に関する方策

1〇3（略）

三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感
染症の患者等の人権への配慮のための方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面にお
いて、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ず
るとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実すること
が重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機
関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要であ
る。

四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権へ
の配慮のためのその他の方策

1・2（略）

五（略）

- 六 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人權の尊重のための施策に関する事項について定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。
- 1 4 (略)

第十

一

特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項

特定病原体等の適正な取扱いに関する基本的な考え方
特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行われなければならない。

二 特定病原体等の適正な取扱いのための施策

1 一種病原体等については、厚生労働大臣において、一種病原体等を所持し、試験研究を行う国等の施設を的確に指定するとともに、当該施設における一種病原体等の管理が適切に実施されていることを常に把握しておくことが重要である。

2 二種病原体等については、厚生労働大臣において、二種病原体等の所持及び輸入の許可を行うに当たり、当該所持又は輸入の目的を踏まえ、欠格条項に該当していないこと又は許可の基準に適合していることを厳格に審査し、確認するとともに、当該許可の申請を通じて把握する情報を適切に整理し、保管することが重要である。

3 三種病原体等については、厚生労働大臣において、三種病原体等の所持又は輸入の届出を通じて把握する情報を適切に整理し、保管することが重要である。

4 厚生労働大臣は、特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、必要に応じて関係機関に連絡するとともに、改善命令その他の特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な監督を行う必要がある。

5 国においては、特定病原体等を所持する都道府県等の研究機関、大学の研究機関等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する

- 六 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人權への配慮のための施策に関する事項について定めるに当たつては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。
- 1 4 (略)

る情報を積極的に提供することが重要である。このため、厚生労働大臣は、各研究機関等を所管する関係省庁と連携して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する周知を行うべきである。

6 国は、特定病原体等の適正な取扱いのための措置を的確に実施でき、きるよう人員等の体制確保に努める必要がある。

三 関係各機関との連携

1 厚生労働大臣においては、法第五十六条の三十八第四項に規定する警察庁長官、海上保安庁長官又は消防庁長官への連絡を確実に行うほか、盗取、所在不明等の事故時や、地震、火災その他の災害時において特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために関係機関との緊密な連携を図ることが重要である。

2 特定病原体等の盗取等を防止するため、厚生労働省において保管される情報のみならず、関係各機関の間において共有される情報も含め、平素からその管理の徹底を図る必要がある。

3 事故、災害等が発生した場合においては、関係各機関と連携を取りつつ、必要に応じて関係者からの報告や関係施設への立入りを行う等により、迅速かつ的確に対応することが重要である。

4 特定病原体等が不正に輸入されることを防止するため、厚生労働省においては、税関等の関係各機関と十分な連携を図ることが重要である。

第十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、予防計画において、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARS-CoV-2であるものに限る。）及び痘そうについては、当該感染症の所見がある者が空港等に到着した場合、帰国した者が数

第十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、予防計画において、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS-CoV-2であるものに限る。）及び痘そうについては、当該感染症の所見がある者が空港等に到着した場合、帰国した者が数日後、居住地又は

日後、居住地又は職場で当該感染症の所見があると認められた場合等の具体的な事例を想定し、あらかじめ、予防計画において、医療提供体制や移送の方法等についての具体的な行動計画を定め、公表することとする。

2| 国及び都道府県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に對する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

3| 国は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県等に対してこの法律により行われる事務について必要な指示を行い、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

4| 国は、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県等に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請し、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

5| (略)
二〇四 (略)

五| 緊急時における情報提供
緊急時においては、国が国民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など国民が対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供することが重要である。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うものとする。

六| 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 3 (略)

職場で当該感染症の所見があると認められた場合等の具体的な事例を想定し、あらかじめ、予防計画において、医療提供体制や移送の方法等についての具体的な行動計画を定め、公表することとする。

2| 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県等に対してこの法律により行われる事務について必要な指示を行い、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

3| (略)
二〇四 (略)

五| 予防計画を策定するに当たつての留意点
予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から四までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 3 (略)

第十二
(略)

第十一
(略)